

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の譲渡、譲受けの許可
概 要	火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかであり、かつ、その譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。 ・火薬類の取締り強化について （昭和42年6月13日42化局第324号） ・コンクリート破砕器の取扱いについて （昭和49年4月1日通商産業省立地公害局保安課長通知） ・火薬類に関する対策の強化について （昭和50年2月28日50立局第128号）
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類を譲渡又は譲受けをしようとするとき
提出方法	火薬類譲渡許可申請書又は火薬類譲受許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請の種類によって異なります。詳細は大阪市例規データベースをご覧ください。 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	